一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　岡山県新見市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
（一）　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年六月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　岡山県新見市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
（一）　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　新見市（次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年六月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　岡山県新見市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　変更後の指定施業要件
（一）　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年六月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　岡山県新見市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　変更後の指定施業要件
（一）　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十九年四月七日付けをもって次のように肥料の仮登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十九年六月二日

農林水産大臣　山本　有二

1　仮登録番号、肥料の名称並びに生産業者の名称及び住所

仮登録番号	肥料の名称	名称	住所
仮生第445号	アジーＳ４号	味の素株式会社	東京都中央区京橋一丁目15番１号

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第五百九十四号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第１項の規定により、平成二十八年十二月五日次のとおり原動機付自転車をその型式について認定した。

平成二十九年六月二日　国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ⅱ－1831	ヤマハ　２Ｂ　Ｊ－ＳＥＣ１	オートバイ	ヤマハ　Ｅ　３Ｖ７Ｅ	0.124	ヤマハ発動機株式会社　静岡県磐田市新貝2500番地

○国土交通省告示第五百九十五号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第１項の規定により、平成二十八年十二月二十六日次のとおり原動機付自転車をその型式について認定した。

平成二十九年六月二日　国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ⅱ－1833	ヤマハ　２Ｂ　Ｊ－ＳＥＤ７　Ｊ	オートバイ	ヤマハ　Ｅ　31ＢＥ	0.124	ヤマハ発動機株式会社　静岡県磐田市新貝2500番地

○国土交通省告示第五百九十六号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第１項の規定により、平成二十九年一月十六日次のとおり原動機付自転車をその型式について認定した。

平成二十九年六月二日　国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ⅱ－1832	ホンダ　２Ｂ　Ｊ－ＪＣ75	オートバイ	ホンダ　Ｊ　Ｃ75Ｅ	0.124	Thai Honda Manufacturing Co., Ltd. 410 Ladkrabang Industrial Estate, Chalongkrung Rd., Lamplatue, Ladkrabang, Bangkok